

# 新潟県公報

平成23年  
9月26日(月)  
第2311号

## 目 次

### 規 則

○新潟県立自然公園条例施行規則及び自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則の一部改正…………… 731

### 告 示

- 旅館業法施行条例第6条第1項第3号の規定による施設の指定に関する告示の一部改正…………… 732
- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正…………… 732
- 水防管理団体の指定に関する告示の一部改正…………… 733
- 公印の作成…………… 733
- 土地改良区定款変更の認可…………… 733
- 道路の区域の変更…………… 733
- 道路の供用開始…………… 734

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… 734
- 新潟県障害者保養センター那珂川苑の利用料金の承認…………… 734

### 人事委員会

○新潟県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正…………… 735

### 宇都宮市街地開発組合

- 宇都宮市街地開発組合議会定例会の閉会…………… 735
- 平成22年度宇都宮市街地開発組合一般会計の歳入歳出決算の要領…………… 736

## 規 則

### 新潟県規則第三十八号

新潟県立自然公園条例施行規則及び自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年九月二十六日

新潟県知事 福田 富一

### 新潟県立自然公園条例施行規則及び自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(新潟県立自然公園条例施行規則の一部改正)

**第一条** 新潟県立自然公園条例施行規則(昭和三十二年新潟県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第十六号の十三中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改める。

(自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則の一部改正)

**第二条** 自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則(昭和三十九年新潟県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第七号リ中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

(自然環境課)

# 告示

## 栃木県告示第四百八十四号

旅館業法施行条例第六条第一項第三号の規定による施設の指定に関する告示（昭和六十一年栃木県告示第八百四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十六日

栃木県知事 福田 富一

表千四百三の項から千四百九の項までを次のように改める。

千四百三	栃木市西方南グラウンド	栃木市西方町金井字原地内	栃木市
千四百四	栃木市西方桜グラウンド	栃木市西方町金崎中河原字上山内	栃木市
千四百五	栃木市西方北グラウンド	栃木市西方町金崎字松欠地内	栃木市
千四百六	栃木市西方公民館	栃木市西方町本城一	栃木市
千四百七	西方総合公園	栃木市西方町本城字甘露寺地内	栃木市
千四百八	栃木市真名子運動広場	栃木市西方町真名子一七二二	栃木市
千四百九	削除		

(生活衛生課)

## 栃木県告示第四百八十五号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年度分の補助金等から適用する。

平成二十三年九月二十六日

栃木県知事 福田 富一

農政部の部農村振興課の款地域農業基盤確立農業構造改善事業費補助金の項の次に次の項を加える。

再生可能エネルギー施設導入支援事業費補助金	農村地域における水力、太陽光等の再生可能エネルギーを活用した電力供給施設の導入に係る事業を支援することにより、温室効果ガスの排出量の削減を図るとともに、農村の活性化に資する。	市町村又は土地改良区、農業協同組合その他農業者の組織する団体（以下この項において「土地改良区等」という。）が小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成二十三年四月一日付け二十二農振第二千三百九号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費又は当該経費につき市町村が補助する場合における当該補助に要する経費 一 案件形成支援事業 二 概略設計支援事業 三 基本設計支援事業 四 協議・手続支援事業 五 都道府県協議会支援事業	市町村又は土地改良区等が行う場合にあっては、当該事業に要する経費の十分の十（三に掲げる事業に要する経費にあつては、二分の一）以内 市町村が補助する場合にあつては、市町村が交付する補助金の十分の十（三に掲げる事業に要する経費にあつては、二分の一）以内	市町村及び土地改良区等
-----------------------	---	--	---	-------------

(農村振興課)

栃木県告示第四百八十六号

水防管理団体の指定に関する告示（昭和四十四年栃木県告示第五百二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十六日

栃木県知事 福田 富一

11町村の項中「西方町」を削る。


(河川課)

栃木県告示第487号

次の公印を作成したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。

平成23年9月26日

栃木県知事 福田 富一

名称	印影	寸法 (ミリメートル)	書体	用途	使用開始期日	公印管理者
栃木県宇都宮 県税事務所長印		方20	てん書	一般文書用	平成23年 10月1日	宇都宮 県税事務所長

(文書学事課)

栃木県告示第488号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年9月26日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
永野土地改良区	平成23年9月6日

(農地整備課)

栃木県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成23年9月26日から同年10月25日まで一般の縦覧に供する。

平成23年9月26日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 氏家宇都宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
64	前	宇都宮市岩曾町1177-39から 宇都宮市岩曾町1300-3まで	22.2～24.3	48.0	

	後	宇都宮市岩曾町1177-39から 宇都宮市岩曾町1300-3まで	22.2～24.3	48.0	
64	前	宇都宮市岩曾町1333から 宇都宮市竹林町502まで	17.8～19.6	156.4	
	後	宇都宮市岩曾町1333から 宇都宮市竹林町502まで	19.4～21.2	156.4	

栃木県告示第490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成23年9月26日から同年10月25日まで一般の縦覧に供する。

平成23年9月26日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
64	一般県道 氏家宇都宮線	宇都宮市岩曾町1177-39から 宇都宮市岩曾町1300-3まで	平成23年9月26日
64	一般県道 氏家宇都宮線	宇都宮市岩曾町1333から 宇都宮市竹林町502まで	平成23年9月26日

(道路保全課)

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県県民生活部県民文化課において縦覧に供する。

平成23年9月26日

栃木県知事 福田 富一

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	縦覧期限
平成23年 9月7日	特定非営利活動法人栃木子ども未来塾	塩沢 博之	栃木県芳賀郡芳賀町大字 東高橋3897番地1	この法人は、児童生徒、保護者、教育関係者に対して、教育活動に関する事業を行い、児童生徒の健やかな成長、家庭教育力の向上、指導力の向上などに寄与することを目的とする。	平成23年 11月7日

(県民文化課)

○栃木県障害者保養センター那珂川苑の利用料金の承認

栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例（昭和57年栃木県条例第36号）第6条第2項後段の規定により平成23年10月1日以後の利用料金を次のとおり承認したので、栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例施行規則（昭和57年栃木県規則第81号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告する。

平成23年9月26日

栃木県知事 福 田 富 一

利用 者			障 害 者 重度の障害者の介護のために 同伴する家族及び付添人		そ の 他 の 者	
			13歳以上の者	6歳以上13歳 未満の者	13歳以上の者	6歳以上13歳 未満の者
利 用 区 分						
宿 泊 (1人1泊 につき)	利用開始日が4 月1日から12月 31日までの場合	1室を3人 以下で利用 する場合	3,000円	2,400円	4,200円	3,400円
		1室を4人 以上で利用 する場合	2,300円	1,700円	3,500円	2,700円
	利用開始日が1 月1日から3月 31日までの場合	1室を3人 以下で利用 する場合	2,800円	2,200円	4,000円	3,200円
		1室を4人 以上で利用 する場合	2,100円	1,500円	3,300円	2,500円
休 憩 (1人1回につき)			420円			

備考

- 「宿泊」とは、利用開始日の午後3時から利用終了日の午前10時までの利用をいう。
- 「休憩」とは、午前10時から午後3時までにおける利用で、宿泊でないものをいう。
- 「重度の障害者」とは、規則第5条各号に掲げる障害を有する障害者をいう。
- 重度の障害者の介護のために同伴する家族及び付添人と認められるものは、当該重度の障害者1人につき2人までとする。

(障害福祉課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第二十七号

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年九月二十六日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年栃木県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表一市又は町の部西方町の款を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

宇都宮市街地開発組合

宇都宮市街地開発組合告示第5号

平成23年9月12日招集した第213回宇都宮市街地開発組合議会定例会は、9月12日閉会した。

議決事項は、次のとおりである。

平成23年 9月26日

宇都宮市街地開発組合  
組合長 福 田 富 一

認定第1号 平成22年度宇都宮市街地開発組合歳入歳出決算の認定について

宇都宮市街地開発組合告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、平成23年 9月12日第213回宇都宮市街地開発組合議会定例会において認定された平成22年度宇都宮市街地開発組合一般会計歳入歳出決算の要領を、監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。

平成23年 9月26日

宇都宮市街地開発組合  
組合長 福 田 富 一

I 平成22年度宇都宮市街地開発組合一般会計歳入歳出決算書

1 歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
1 使用料及び 手数料		1,000	1,500	1,500		
	1 使用料	1,000	1,500	1,500		
2 財産収入		61,731,000	61,729,985	61,729,985		
	1 財産運用収入	61,730,000	61,729,985	61,729,985		
	2 財産売払収入	1,000				
3 繰入金		63,522,000	59,722,994	59,722,994		
	1 基金繰入金	63,522,000	59,722,994	59,722,994		
4 繰越金		400,000	496,075	496,075		
	1 繰越金	400,000	496,075	496,075		
5 諸収入		18,000	36,377	36,377		
	1 預金利子	1,000	2,364	2,364		
	2 雑入	17,000	34,013	34,013		
歳 入 合 計		125,672,000	121,986,931	121,986,931		

2 歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額
1 議会費		2,600,000	2,230,698		369,302
	1 議会費	2,600,000	2,230,698		369,302
2 総務費		118,531,000	116,629,348		1,901,652
	1 総務管理費	118,356,000	116,485,879		1,870,121
	2 監査委員費	175,000	143,469		31,531
3 処分管理費		4,041,000	2,711,285		1,329,715
	1 処分管理費	2,619,000	1,527,019		1,091,981
	2 販売促進費	1,421,000	1,184,266		236,734

	3 企 画 費	1,000		1,000
4 予 備 費		500,000		500,000
	1 予 備 費	500,000		500,000
歳 出 合 計		125,672,000	121,571,331	4,100,669

歳入歳出差引残額 (A) 415,600 円

翌年度へ繰り越すべき財源 (B) 0 円

実質収支額 (A-B) 415,600 円

## II 監査委員の意見

### 1 審査の結果

平成22年度宇都宮市街地開発組合歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査及び財産に関する調書について審査した結果は、次のとおりである。

- (1) 計数については、関係諸帳簿、証拠書類と合致し、正確なものと認められた。
- (2) 予算の執行については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。
- (3) 収入及び支出事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。
- (4) 財産に関する事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

### 2 審査の意見

平成22年度の予算は、一般会計予算現額125,672,000円をもって執行されたところである。歳入決算額は121,986,931円で、調定額に対する収入率は100.0%であり、歳出決算額は121,571,331円で、執行率は96.7%である。

この結果、実質収支額は415,600円となり、適正な財政運営に努力されたものと認められる。

財政調整基金については、金利の低下により運用利子の収入が対前年度比△29.6%となり、前年度末より3,981,333円減少し、決算年度末現在高が10,297,584,123円となっているが、安全かつ有利な運用に努め、適切に管理されていると認められる。

世界的経済不況による影響がいまだ続くなか、東日本大震災も重なり社会情勢はますます厳しい状況であるが、栃木県及び宇都宮市主催のトップセールスによる「企業立地セミナー」等における企業誘致事業にも参画し、積極的に分譲地の販売推進を図ったところである。

今後とも引き続き、宇都宮清原工業団地の早期分譲に努めるとともに、宇都宮テクノポリスセンター地区についても、都市再生機構、栃木県及び宇都宮市と連携を密にし、販売促進の支援に努力されるよう要望する。